



## 青森県くろまぐろの保存及び管理に関する協定書（第6管理期間）

### 第1 目的

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（以下「県計画別添」という。）に定める第2の知事管理量を遵守するために取り組む基本的な内容を定める。

### 第2 対象となる海域

県計画別添を遵守するために本協定参加漁業者が操業する青森県地先海域

### 第3 対象となる海洋生物資源

くろまぐろ

### 第4 対象となる採捕の種類

県計画別添第3の採捕の種類及び海洋生物資源及び管理に関する法律（以下「法」という。）第17条第3項の規定に基づく青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第2条で定める報告者（以下「漁業者」という。）が営む漁業のうち、定置漁業並びに第2種共同漁業権及び知事許可に基づく小型定置漁業（以下「定置漁業」という。）及び広域漁業調整委員会指示に基づき承認を受けたはえ縄漁業及び曳き釣り漁業等を含む沿岸くろまぐろ漁業（以下「承認漁業等」という。）を対象とする。

### 第5 資源管理の取組み内容

この協定で定めるくろまぐろの保存及び管理の方法は次のとおりとする。

#### (1) 漁獲枠の管理

県計画別添第3で認定協定において定めるとされた割当量（以下「漁獲枠」という。）は別に定める漁獲枠原簿（以下「原簿」という。）に定め、漁業協同組合はこれを遵守する。原簿の内容は、県のホームページで公表する。

各漁協は（4）で定める早期是正措置により、漁獲枠を遵守する。各漁協の漁獲枠に達した場合は、漁業者はくろまぐろの操業を中止するとともに、漁協は販売（取扱い／荷受け）を自粛する。（2）の各漁協間で漁獲枠の融通が整った場合は融通後の漁獲枠で前述同様の管理をする。

#### (2) 漁獲枠の融通

- ① 漁協は、自漁協内の採捕の種類間において、又は他漁協間において協議の上、その漁獲枠を融通することができる。
- ② 漁獲枠の融通が合意に達したときは、第5の（4）の管理委員会に対し文書で報告する。なお、漁協間における漁獲枠融通の場合は、関係漁協間で融通数量に関する契約を締結しなければならない。
- ③ 管理委員会は、第5の（2）の②の報告を受けたときは、第5の（1）の漁獲枠を変更し、各漁協に通知するとともに、県に対してホームページの変更を要請する。



- ④ 融通した漁獲枠は県のホームページにおける公表をもって施行されることから、漁協は関係漁業者に対して施行前に漁獲枠を消化しないよう強く指導する。
- ⑤ 漁獲枠の融通に係る契約の期限は、各管理期間内とする。

(3) 漁獲量の報告

県計画別添第4の1を遵守するために、漁業協同組合は所属する漁業者のくろまぐろの採捕の数量の把握に努め、採捕の数量を遅滞なく正確に報告する。

(4) 漁獲枠遵守のための早期是正措置

本協定に参加する漁業者全員が県計画別添第1に定められた方針を十分に理解するとともに、次に定められた早期是正措置を講じる。

1) 定置漁業

① 原簿の漁獲枠の5割到達時

当該漁業協同組合は所属する関係漁業者に対して漁獲状況を周知するとともに、関係漁業者は一旦操業を中止して、今後の操業計画を協議する。

② 原簿の漁獲枠の7割到達時

ア 県計画別添第4の1(2)に定める漁獲量の報告を、くろまぐろの水揚げがあった日は毎日行う。

イ 当該漁業協同組合は、所属する関係漁業者に対して、1日1網あたり1.0トン以上の小型魚又は2.0トン以上の大型魚を採捕した場合は、県計画別添第4の2(1)に定める緊急報告をするとともに、翌日を休漁とするよう助言する。ただし、休漁について、魚探等でくろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合はこの限りではない。

③ 原簿の漁獲枠の8割到達時

ア 県計画別添第4の1(2)に定める漁獲量の報告を、くろまぐろの水揚げがあった日は毎日行う。

イ 当該漁業協同組合は、所属する関係漁業者に対して、1日1網あたり1.0トン以上の小型魚又は2.0トン以上の大型魚を採捕した場合は、県計画別添第4の2(1)に定める緊急報告をするとともに、翌日を休漁とするよう指導する。ただし、休漁について、魚探等でくろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合はこの限りではない。

④ 原簿の漁獲枠の9割到達時

ア 県計画別添第4の1(2)に定める漁獲量の報告を、くろまぐろの水揚げがあった日は毎日行う。

イ 当該漁業協同組合は、所属する関係漁業者に対して、くろまぐろを目的とした操業を自粛するよう勧告する。

⑤ 漁業協同組合は、②から④の取組状況について、履行を確認する。

2) 承認漁業等

① 原簿の漁獲枠の5割到達時

当該漁業協同組合は所属する関係漁業者に対して漁獲状況を周知するとともに、関係漁業者は一旦操業を中止して、今後の操業計画を協議する。

② 原簿の漁獲枠の7割到達時

県計画別添第4の1(2)に定める漁獲量の報告を、くろまぐろの水揚げがあった日は毎日行う。

③ 原簿の漁獲枠の8割到達時

ア 県計画別添第4の1(2)に定める漁獲量の報告を、くろまぐろの水揚げがあった日は毎日行う。

イ 当該漁業協同組合は、所属する漁業者に対して、くろまぐろを獲ることを目的としない操業においてやむを得ずくろまぐろを混獲した際は、その時点で当該日の操業を切り上げ、この種類の操業について翌日を休漁とするよう指導する。

④ 原簿の漁獲枠の9割到達時

ア 県計画別添第4の1(2)に定める漁獲量の報告を、くろまぐろの水揚げがあった日は毎日行う。

イ 当該漁業協同組合は、所属する関係漁業者に対して、生存個体は全て放流するよう勧告する。

ウ 当該漁業協同組合は、所属する関係漁業者に対して、くろまぐろを獲ることを目的としない操業においてやむを得ずくろまぐろを混獲した際は、その時点で当該日の操業を切り上げ、当該漁業協同組合はこの種類の操業を以後3日間に亘り休漁するよう勧告する。

⑤ 漁業協同組合は、②から④の取組状況について、履行を確認する。

(5) 管理委員会の設置

この協定の円滑な運営を図るため、定置漁業で小型魚0.3トン以上又は大型魚0.5トン以上、承認漁業等で小型魚1.0トン以上又は大型魚3.0トン以上の漁獲枠の配分を受けた漁協の代表理事組合長、青森県定置協会、その他管理委員会が必要と認める者からなる管理委員会を設置し、事務局は管理委員会設置要綱に定める組織が担うものとする。

また、管理委員会は随時前号に定められた管理措置の取組状況を調査することができるものとし、当該調査結果等に基づき各漁協に対し必要な指導等を行うものとする。

第6 有効期間

この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

第7 この協定に違反した場合の措置

管理委員会は、この協定に違反したと認められる漁協（以下「違反漁協」という。）に対し、必要な措置を講ずるものとする。なお、第5の(2)に該当する場合は、違反とは見なさないものとする。

(1) 違反漁協の弁明の機会

管理委員会は、違反漁協に対し、期限を定め弁明の内容を記載した書面等を管理委員会に提出するよう通知する。

(2) 管理委員会における決定

① 管理委員会は、違反の内容及び提出された弁明書等を審議し、違反漁協が講ず

べき措置を決定する。

- ② 管理委員会は、違反漁協の翌管理期間の漁獲枠を減ずるものとする。なお、減ずる数量の基準については、管理委員会が別途定めるものとする。ただし、管理委員会の合意が得られた場合には、違反漁協が講ずべき措置を軽減することができる。

#### 第8 協定締結後に協定に参加し、又は脱退する者に関する事項

- (1) 本協定の締結後に本協定に参加しようとする者は、参加申込書を管理委員会に提出するものとする。
- (2) 本協定の締結後に本協定から脱退しようとする者は、脱退届を管理委員会に提出するものとする。

#### 第9 協定を変更し、又は廃止する場合の手続き

本協定の変更又は廃止の議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

#### 第10 あっせんをすべきことを求める場合の手続き

法第15条第1項の規定に基づき県知事にあっせんをすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

#### 第11 その他必要な事項

この協定に定めのない議事は、参加者の2分の1以上の多数で決する。その他の事項については、管理委員会において定めるものとする。

令和2年4月1日

(協定締結漁協)

大間越漁業協同組合 代表理事組合長



新深浦町漁業協同組合 代表理事組合長



深浦漁業協同組合 代表理事組合長



風合瀬漁業協同組合 代表理事組合長



赤石水産漁業協同組合 代表理事組合長



鱈ヶ沢漁業同組合 代表理事組合長



車力漁業協同組合 代表理事組合長



十三漁業協同組合 代表理事組合長



下前漁業協同組合 代表理事組合長



小泊漁業協同組合 代表理事組合長



竜飛今別漁業協同組合 代表理事組合長



三厩漁業協同組合 代表理事組合長



外ヶ浜漁業協同組合 代表理事組合長



平内町漁業協同組合 代表理事組合長



佐井村漁業協同組合 代表理事組合長



奥戸漁業協同組合 代表理事組合長



大間漁業協同組合 代表理事組合長



蛇浦漁業協同組合 代表理事組合長



易国間漁業協同組合 代表理事組合長



下風呂漁業協同組合 代表理事組合長



大畑町漁業協同組合 代表理事組合長



関根浜漁業協同組合 代表理事組合長



石持漁業協同組合 代表理事組合長



野牛漁業協同組合 代表理事組合長



岩屋漁業協同組合 代表理事組合長



尻屋漁業協同組合 代表理事組合長



尻労漁業協同組合 代表理事組合長



猿ヶ森漁業協同組合 代表理事組合長



小田野沢漁業協同組合 代表理事組合長



白糖漁業協同組合 代表理事組合長



泊漁業協同組合 代表理事組合長



六ヶ所村海水漁業協同組合 代表理事組合長



六ヶ所村漁業協同組合 代表理事組合長



三沢市漁業協同組合 代表理事組合長



百石町漁業協同組合 代表理事組合長



市川漁業協同組合 代表理事組合長



八戸みなと漁業協同組合 代表理事組合長



八戸鮫浦漁業協同組合 代表理事組合長



八戸市南浜漁業協同組合 代表理事組合長



階上漁業協同組合 代表理事組合長



青森県定置漁業協会

会長

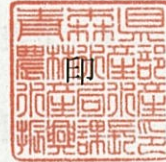


(立会人)

青森県漁業協同組合連合会 代表理事会長



青森県農林水産部水産局水産振興課 課長



# 青森県くろまぐろの保存及び管理に関する協定書

## (第6管理期間) 罰則基準

- 1 青森県くろまぐろの保存及び管理に関する協定書（以下「認定協定」という。）第7の（2）の②の基準は、下表のとおりとする

- (1) 認定協定第5の（1）に規定する漁獲枠を超過した場合

罰則内容（減ずる数量）	漁獲枠を超過した数量（0.1トン単位）
-------------	---------------------

- (2) その他 必要に応じて管理委員会で協議する

※ 罰則内容を適用して減じた漁獲枠は、最低小型魚0.1トン、大型魚0.2トンを残す。

※ 1管理期間で罰則内容の全ての減ずる量を減じることができない場合は、翌管理期間以降に繰り越すこととする。

- 2 違反漁協から減じた漁獲枠については、他の漁協に対し、当該管理期間の漁獲枠に対する取り残し量と同じ割合で、次の管理期間に追加配分するものとする。

ただし、認定協定の第5の（2）に基づき融通した漁獲枠の数量は、当該管理期間の当初の漁獲枠から加算・減算しない。また、この追加配分量は、その後の配分割合見直しの際には実績として見なさないものとする。

- 3 虚偽報告には、1か月以内での数量修正報告は含まないものとする。



青森県くろまぐろの保存及び管理に関する協定書（第6管理期間）の第5  
の（5）に規定する管理委員会設置要綱

（目的）

第1条 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（以下「県計画別添」という。）の第2の知事管理量及び第3の割当量（以下「漁獲枠」という。）を遵守するため、青森県くろまぐろの保存及び管理に関する協定書（以下「認定協定」という。）第5の（5）に基づき、管理委員会を設置するものである。

（所掌事項等）

第2条 管理委員会は次の各号に掲げる事項について、協議を行う。

- （1）認定協定第5の（2）の③に関する事
- （2）認定協定第5の（5）に関する事
- （3）認定協定第7に関する事
- （4）認定協定第8に関する事
- （5）その他漁獲枠の調整に関する事
- （6）その他県計画別添の遵守徹底に関する事

（組織）

第3条 管理委員会は、認定協定第5の（5）で定めるもので構成する。

- 2 認定協定第5の（5）で定めるその他管理委員会が必要と認めるものとは、認定協定第5の（5）で定める漁獲枠の基準を満たさないが、認定協定第7の（2）によって減ぜられる前の漁獲枠がその基準を満たす者、その他管理委員会が認める者とする。

（会長・副会長）

第4条 会長・副会長は、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、管理委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 管理委員会は会長が招集し、会長が管理委員会の議長にあたる。

- 2 委員の代理は、所属機関が同じ者について認めることとする。
- 3 会長は、必要と認めた場合は、第3条に定める者以外の者を管理委員会に出席させることができる。
- 4 管理委員会は、3分の2以上の出席により成立するものとする。

（取決事項の尊重）

第6条 管理委員会で取り決められた事項については、報告書を作成し認定協定締結漁

協及び立会人機関に配布し、周知徹底を図るものとする。

2 漁協代表委員は、管理委員会で取り決められた事項が尊重され、所属する漁業者が不知をもって抗弁することがないように努めるものとする。

(管理委員会の解散)

第7条 認定協定第9に基づき認定協定を廃止する事態となった場合には、本管理委員会は自動的に解散するものとする。

(庶務)

第8条 管理委員会の庶務は、県水産振興課及び県漁業協同組合連合会において処理する。

2 県は、主に漁獲枠の配分調整等の事務を行う。

3 県漁業協同組合連合会は、会計の事務を行う。

(要綱の改正)

第9条 この要綱の改正は、管理委員会の出席者の過半の同意によって行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、会長が協定参加者全員を参集範囲とする全体会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

青森県くろまぐろの保存及び管理に関する協定書（第6管理期間）の第5

の（5）に規定する管理委員会委員名簿

深浦漁業協同組合	代表理事組合長	（定置漁業・承認漁業等）
風合瀬漁業協同組合	代表理事組合長	（承認漁業等）
新深浦町漁業協同組合	代表理事組合長	（定置漁業・承認漁業等）
鱒ヶ沢漁業協同組合	代表理事組合長	（承認漁業等）
車力漁業協同組合	代表理事組合長	（定置漁業）
下前漁業協同組合	代表理事組合長	（承認漁業等）
小泊漁業協同組合	代表理事組合長	（承認漁業等）
三厩漁業協同組合	代表理事組合長	（承認漁業等）
竜飛今別漁業協同組合	代表理事組合長	（承認漁業等）
奥戸漁業協同組合	代表理事組合長	（承認漁業等）
大間漁業協同組合	代表理事組合長	（承認漁業等）
大畑町漁業協同組合	代表理事組合長	（定置漁業・承認漁業等）
尻屋漁業協同組合	代表理事組合長	（定置漁業）
尻芳漁業協同組合	代表理事組合長	（定置漁業）
猿ヶ森漁業協同組合	代表理事組合長	（定置漁業）
泊漁業協同組合	代表理事組合長	（定置漁業）
六ヶ所村海水漁業協同組合	代表理事組合長	（定置漁業）
三沢市漁業協同組合	代表理事組合長	（定置漁業）
青森県定置協会長		（定置漁業）
青森県漁業協同組合連合会長	代表理事組合長	
（地独）青森県産業技術センター水産総合研究所長		

（オブザーバー）

青森県農林水産部水産局

## 青森県くろまぐろの保存及び管理に関する協定書（第6管理期間）

### における漁獲枠の管理要領

#### （目的）

- 第1 青森県では、第4～5管理期間において、県に配分された漁獲枠を有効に活用するため、認定協定に基づく漁獲枠融通を実施する体制を整備したが、一度配分された漁獲枠は抛出されづらく、融通による漁獲枠の有効活用には課題が多く残された。これらの経緯を踏まえて、第6管理期間における漁獲枠の管理方法を、次のとおり定める。
- 2 この管理要領に基づく管理によって県内に不公平感が生じた場合は、管理委員会で協議し、必要に応じて管理要領を見直す。

#### （漁獲枠の管理方法の概要）

第2 漁獲枠の管理方法の概要を、以下に示す。

- (1) 各漁協の基本的な漁獲枠は、原則、第6管理期間の按分率に基づき配分する。
- (2) 各漁協に配分された基本的な漁獲枠は、半分を漁協が主体的に管理する「固定枠」、残り半分を管理委員会が機動的に管理する「委員会枠」として管理する。
- (3) 漁獲枠は、先に「固定枠」から消費し、「固定枠」の残枠が無くなった後に「委員会枠」を消費できる。漁獲枠の融通も同様とする。（融通先における「固定枠／委員会枠」の取扱いも、融通元と同様とする。）
- (4) 「委員会枠」は、第3に定める方法で、機動的に管理する。

#### （「委員会枠」の機動的な管理方法）

第3 「委員会枠」の管理は、以下のとおり機動的に行う。

- 1 管理期間を前期（4～8月）、後期（9～3月）に分割する。
- 2 各漁協は、管理期間開始前に、採捕の種類別の「委員会枠」を任意で、「前期枠」と「後期枠」に按分する。なお、管理期間の開始後は、以下2号の場合を除き、変更できないものとする。
  - (1) 各漁協は、前期枠については、後期枠から前倒しすることができる。前倒しの数量に制限はないが、回数は前期において漁協・採捕の種類あたり1回とする。前倒しした数量については、融通及び次号に規定する後期枠への繰越しすることはできない。また、前倒しした数量には次項に規定する一定率の上乗せをしない。残枠となった場合は、前期終了時に、当初設定した前期枠と同様に回収する。
  - (2) 前期枠の未消化分は、後期枠の最大2割まで、後期枠へ繰越しすることができる。
- 3 「前期枠」には、一定率（原則20%とする）を上乗せして配分する。
- 4 前期終了後、「前期枠」の余りは全て回収して、最小限の留保枠を残して、後期枠量の割合で再配分する。
- 5 前管理期間からの繰越しや国の留保等からの追加配分は、手続きが完了し次第、

「固定枠」として、第2の(1)と同様に、原則、第6管理期間の按分率に基づき配分する。

6 前期において「後期枠」分の漁獲枠は、留保として取り扱う。

(参考)

第3の(2)関係 県は、各漁協における前・後期の按分に当たって、各漁協における過去5か年の前・後期の漁獲量割合実績を示す。



令和2年4月1日

項目	大型魚				小型魚			
	固定枠	委員会枠 (前期枠)	漁獲枠 合計	前倒し 可能量	固定枠	委員会枠 (前期枠)	漁獲枠 合計	前倒し 可能量
漁獲枠小計			456.3				253.9	
留保			4.5				2.4	
・留保枠(県用)			2.3				1.3	
・グループ混獲枠			2.2				1.2	
合計			460.8				256.3	

(1)承認漁業等

漁協	大型魚				小型魚			
	固定枠	委員会枠 (前期枠)	漁獲枠 合計	前倒し 可能量	固定枠	委員会枠 (前期枠)	漁獲枠 合計	前倒し 可能量
深浦			1.2				6.4	
風合瀬			12.4				19.7	
新深浦町			16.2				29.3	
鱒ヶ沢			0.1				3.6	
車力							0.1	
十三								
下前			5.4				8.2	
小泊			15.1				29.6	
三厩			62.5				1.9	
竜飛今別			14.2				0.3	
外ヶ浜							0.1	
平内町							0.1	
佐井村		未定	0.6			未定	0.2	
奥戸			9.7				0.6	
大間			191.9				8.5	
蛇浦			0.1				0.1	
易国間			0.4				0.2	
下風呂			0.1				0.1	
大畑町			12.4				1.4	
関根浜								
野牛								
岩屋								
白糠								
泊								
三沢市								
階上								
(合計)			342.3				110.4	

## (2)定置漁業

(概要版2/2頁)

漁協	大型魚				小型魚			
	固定枠	委員会枠 (前期枠)	漁獲枠 合計	前倒し 可能量	固定枠	委員会枠 (前期枠)	漁獲枠 合計	前倒し 可能量
大間越								
深浦			23.3				29.1	
風合瀬								
新深浦町			53.5				76.4	
赤石水産								
鯨ヶ沢								
車力			0.5				0.5	
十三								
下前			0.1				0.1	
小泊								
三厩								
外ヶ浜							0.1	
佐井村			0.1				0.1	
奥戸								
大間								
蛇浦								
易国間							0.1	
下風呂							0.1	
大畑町		未定	0.4			未定	0.9	
関根浜		未定	0.1			未定	0.2	
石持								
野牛			0.1				0.1	
岩屋			0.1				0.1	
尻屋			14.0				10.1	
尻労			16.2				19.7	
猿ヶ森			1.4				0.7	
小田野沢			0.1				0.1	
白糠			0.1				0.2	
泊			1.0				1.0	
六ヶ所村海水			1.3				1.2	
六ヶ所村			0.2				0.3	
三沢市			0.9				1.0	
百石町							0.1	
市川			0.1				0.1	
八戸みなと			0.1				0.2	
八戸鮫浦			0.1				0.1	
八戸市南浜			0.2				0.5	
階上			0.1				0.4	
(合計)			114.0				143.5	